

特249

104

上杉謙信公と栃尾

栃尾町教育會編



始



3
2

特240

104

上杉謙信公と栃尾

栃尾町教育會編

3

2

特249
104

目次

題字	寫真	序	序
陸軍中將井上一次閣下	謙信廟・謙信公御位牌・謙信公愛用の兜の前立・謙信公十五歳の筆古文書・栃尾城址	渡邊秀二氏	編者
		一、謙信公の生ひ立ち	二、謙信公と栃尾城
		三、謙信公栃尾在城時代武略の傳説の一・二	四、謙信公と瑞麟寺及び常安寺
		五、謙信公と守門神社	六、謙信廟について
		七、謙信公の偉大なる所以	
		(一)	(一)
		(三)	(三)
		(四)	(四)
		(六)	(六)
		(八)	(八)
		(九)	(九)
		(一一)	(一一)

梅

梅檀從

二葉香

石

印

印

序

私は嘗て謙信狂と呼ばれた時もあり、多年謙信公の事蹟の研究に興味を持ち、其遺蹟などを踏査する事が全く一種の道樂でありました。實に公の生涯には興味ある事柄が澤山ある。けれども公の一代の歴史は別としても、先づ公と栃尾の關係に就て之を簡單なる小冊子に纏めて見たいと思ふことが屢々あつたが、いつも俗累紛擾の爲めに中絶せしを遺憾としたのでありました。然るに今回栃尾町教育會の鴻島先生・太刀川先生其他の方々が郷土の偉人の爲めに熱心に研究せられて此のパンフレットを發行せらるゝに至つた事は洵に慶賀に堪へざる事と存じます。

偕て公の事蹟に就ては偉い事が色々ありますが實に其心事の高潔なるは皚々たる越の白雪にも比すべく其行動の明快なるは玲瓏として秋月の如き感があるのであります。而して公一代の行動はすべて神佛に對する篤き信念と熱烈なる尊王の至誠とより發



謙信廟御神體
シテ上杉伯家ヨ
リ賜ルタリ信謙
公御位牌



秋葉山上謙信廟



栃尾城跡山城山



謙信廟御神體
シテ上杉伯家ヨ
リ賜ルタリ信謙
公御位牌

上杉謙信公遺墨 (當時五十五歳)



守門神社文書(渡邊秀二氏所藏)

露するのでありまして、徹頭徹尾大義名分を明かにするを以て主義本領とせられたのであります。故に井上中將閣下は之を公の語で『筋目第一』^{すぢめ}と言はれましたが、私は今日の語で之を『義理第一』と申したいと思ふのであります。換言すれば昔ならば武士道の發揮、現今では日本精神の宣揚とも申すべきでせう。近來歐米の淺薄なる思想の輸入せられて唯物主義。個人主義等が盛に横溢して而して日本固有の道義的觀念の無視せられんとする傾向ある時、謙信公を單に昔の人、若しくは地下の人とせず現在に血の通ふ人として活躍させたいと思ふのであります。往昔北條氏康も謂へらく「信玄・信長は表裏反覆頼むに足らず、獨り謙信のみは受合ひたる上は骨になるまでも義理を違へざるものなれば謙信の肌着^{はだか}を分けて若き武將の守袋にさせたく思ふ云々」と。又公は平素内外の典籍に耽り殆ど八宗兼學の概あるも特に眞言密教に對し最も造詣深く而かも一面には非常に多方面の趣味を持たれた。大に酒も嗜まれ、詩も作り、歌も詠まれ、或は連歌に、茶の湯に、琵琶に、能樂に、笛、太鼓等の雜技に至るまで通曉せ

ざるなく、特に槍法、馬術は其の最も得意とせられたところでありました。

今日世間往々義理人情を忘れ、又趣味品性の何たるかを解せず、而かも僅かなる利害得喪の爲に始終狂奔しつゝある守錢奴の如き徒輩に對しては聊か公の鼻糞の丸藥でも飲ませて見たいと思ふのであります。

元來謙信公と栃尾との關係と申した處で、殊に私の知りたいと思ふのは當時に於ける公の生活であるが、左様な文献は遺つてゐないから分明でないのであります。而して口碑傳説は澤山あるが、今日知り得る正しき史實は極めて簡單にして全く興味索然たるものであります。然し編者の簡にして要を得たる敘述には慙からず苦心を拂はれた事と思ふ、故に讀者は之を以て謙信公研究の階梯となし他日大に公の全貌を研究する端緒とせられん事を切望するものであります。

輝虎公家訓に曰く心に物なき時は心廣く體泰なり。心に我慢なき時は愛敬
 失はず。心に欲なき時は義理を行ふ。心に私なきときは疑ふことなし。心に
 驕りなき時は人を敬ふ。心に誤りなき時は人を畏れず。心に邪見なき時は人
 を育つ。心に食りなき時は人に諂ふことなし。心に怒りなき時は言葉和らか
 なり。心に堪忍ある時は事を調ふ。心に曇りなき時は心靜なり。心に勇ある
 時は悔むことなし。心賤しからざる時は願ひ好まず。心に孝行ある時は忠節
 厚し。心に自慢なき時は人の善を知る。心に迷ひなき時は人を咎めず。

(名將言行錄)

序

上杉謙信公は越後が産むだ名將として、日本の英雄として餘りにも名高い御方であ
 るが、その少青年時代わが栃尾に於て、公がどんなことをなされたか、公と栃尾とはど
 んな関係があつたかといふことについて、はつきりと知つてゐる人はまことに少い。

人生に於て、その少青年時代は人間をつくる最も貴い基礎の時代であるから、公をし
 てその少青年時代の數年間を送らしめたわが栃尾の山川草木は、公の偉大なる人格、
 武勇稀なる魂を育くんだ搖籃であつたともいふことができる。

今こゝにこの小冊子を印行して、諸士と共に偉人謙信公のわが郷土に於けることと
 もを偲ぶことはわれらの大きな誇りであり、これが郷黨育英感化に聊かたりとも寄與
 することを得ば、まことに幸である。

編述に當つて参考したる書籍は布施秀治氏上杉謙信傳・井上中將閣下上杉謙信・高

橋義彦氏越佐史料・伊佐早謙氏上杉家記・上杉輝虎公記等でこれ等に負ふ所が多く特に本縣に於ける謙信公研究の權威者渡邊秀二氏の懇切なる御指導に負ふところ甚だ多く、數度校訂の勞をとられたことを記して謹んで謝意を表する次第であります。

又、謙信公研究の泰斗井上中將閣下より題字の御揮毫を賜り、渡邊秀二氏より序文を賜つて巻頭を飾り得たことは誠に光榮の至であります。

昭和八年初冬

編者 識

上杉謙信公と栃尾

栃尾町教育會編

一、謙信公の生ひ立ち

上杉謙信公は人皇第四百四代 後奈良天皇の享祿三年正月二十一日越後春日山城に於て生誕せられた。父は時の越後守護代長尾信濃守爲景、母はその一族の古志郡柄吉城主長尾肥前守顯吉（むすめ）の女であつて、幼名を虎千代といつた。

當時越後の守護職は上杉定實であつたが、其の聲威漸く衰へて、到底部下諸將を統御する力が無くなつたので、長尾爲景が守護代となり、その權威は日に加つて、諸將を威服せしめた。しかし國內漸く亂れて不逞の徒が横行して、人々は枕を高くして眠ることが出来なくなつたので、爲景は逆徒討伐の聖旨を戴き天賜の征旗を翻して、南征北伐一日も安らかな日がなかつた程であつた。

この反亂の中に謙信公は生ひ立つたが、七歳の時、春日城下林泉寺に入り天室光育和尚について佛

道を修め學問を研かれた。天室は學徳兼備の僧で、謙信公が神佛に歸依するやうになり學問に造詣深い人となられた基礎はこの天室光育和尚によつてきづかれたのであります。

此年の八月爲景は家督を長子晴景に譲つたが間もなく爲景は病氣で春日山城で歿した。逆徒はこの機に乗じて城に迫つた。父の葬式の日、虎千代公は僅か七歳の幼兒の身に甲冑を著け劔を帯びて父の柩を護られたといふことで、既に勇將たるの萌芽が見えたのであつた。

爲景の歿後、兄晴景は再び上杉定實を奉じて國政を輔けたが、諸將は互に徒黨を組んで争つて國內は以前にもまして騒がしくなつた。

虎千代公は幼少にしてかゝる難時に遭遇して人生の辛酸の味を知られたが、其の間にあつて、専ら文武の修養に努められた。日夕武勇の遊戯を好み左右の人々を驚かせたことが度々あつた。一方四方の城郭の城攻模型を作り、操人形の武士を配置して常に戦争の稽古の遊びをしてをられたといふことである。

それから十三歳に至る七年間空飛ぶ征矢の音に夢を破られ、斬り結ぶ劔戟の響を耳にしながら學問武藝を修めたが、つひに十四歳に至り、之れを實戦に行ふ一かどの武將たるの機會が來たのである。

二、謙信公と朽尾城

兄晴景は性來愚昧の上に病弱であつた爲に地方の諸將はこれを侮り、争亂は益々はげしくなり、殊に中越地方の反亂は最も甚だしかつたので、これ等強將を抑へるために、晴景は謙信公をつかはして討伐せしめた。

時に天文十二年、公十四歳幼名を改めて景虎と名乗つてゐられた。

景虎公は部將本庄新左衛門實乃等を隨へて先づ長尾家の領地三條城に入り次いでわが朽尾城に入られた。時の朽尾城主はこの本庄新左衛門實乃で當時春日城に居て景虎公に従つて來たのである。景虎公はこゝを根據地と定めて中越を平定せんとせられた。

諸將は景虎公の若年を侮り相率ゐて來り攻めたが景虎公はその武勇と智略とを以て常に之を撃退し武名一時に擧つた。

こゝに謙信公の武將としての第一歩の足跡は永久に消ゆることなく朽尾城頭に印せられたわけが朽尾の燦然たる誇りといふべきではないか。朽尾城は現今通稱「城山」といひ舞鶴城・大野城の別名もある。

天文十四年、長尾家の重臣黒田和泉守秀忠、三島郡新城・西蒲原郡黒瀧城等に據つて叛いた爲

め國內が動搖した。景虎公は朽尾城を發し春日山城に歸り、晴景と相談し諸將を集めた。秀忠はこれを聞き恐れをなして降参し僧侶となつて他國に遁れやうとしたが、翌年復叛いたので、景虎公は舊戰、黒田一類をかきこらしに、越後始めて平定を見るに至つた。

よつて再び朽尾城に戻られた。

これより景虎公の勢望は益々擧つたが、諸將の中には其威望を嫌ふものがあり、晴景もまた景虎の勢望をよろこばず兄弟不和となつた。守護職上杉定實之れを憂ひ、兩者の間に立つて調停し晴景を諷し、景虎公を晴景の養子として家督を繼ぐやうに奨めたので、晴景は自己が非才病弱の身で國を統御することが出来ないことを反省してその奨めに従つた。

そこで景虎公は朽尾城を發し春日山城に入り、晴景と父子の義を結んで長尾家を相續し諸將は忠誠を誓つた。

時に天文十七年十二月、景虎公十九歳の青年時代であつた。

三、謙信公朽尾城時代武略の傳説の二・二

兄晴景が景虎公の勢威を嫌つて相争つた或時晴景、同族越前守政景を遣はし七千の兵を以て朽尾城の景虎公を撃たしめた。景虎公は櫓に登つて敵の様子を望見して、

「敵には小荷駄（輜重）がない。故に永くこの城を圍むことは出来ない。その引退く處を撃てば勝つこと疑なし。」

といつて、敵の引潮時を待つてゐられたが果してその夜半に敵は糧食の不足を案じて退きかけたので、その期に乗じて猛撃を加へたところ敵は算を亂して敗退した。

續いて晴景自ら兵を率ゐて攻めて來たが、景虎公は又之を破り、追撃して米山（相崎）の麓まで進まれたが、俄かに兵を止めて自分は民家に入り、高射で戰のことも忘れたやうに晝寢をせられた。

部下の將士は破竹の如き追撃の勢を失はんことを心配したが、景虎公は中々眼をさまさず長い間眠つて居られた。

やがて起上り、

「敵兵、山頂を越え既に山を降りかけた頃だらう。いざ追撃て」

と號令し螺貝を吹き立てさせ急に山を登り、山頂から落し撃ちに撃ちまくつたので大勝した。參謀の將宇佐美定行は感歎して、

「けふ空眠りせられたのは、山を追ひ上らば敵をかさに受けて利あらざる故、敵の下り坂になる頃を撃たんとした計略で、老臣等の及ぶところではない。今年僅か十八歳、弓矢を取つては誰人も公に及ぶ者はあるまい。」

と言つたといふことである。

四、謙信公と瑞麟寺及び常安寺

瑞麟寺は禪幢山と稱し中頸城郡吉川村轉輪寺の末寺で、今の東谷村大字宮澤の縣道近く突き出てゐる丘の少し南の低い丘の上に在つたものである。開山は轉輪寺三世珊瑚正東和尚である。天文十八年二月十六日景虎公は瑞麟寺を以て郡司不入とし諸役を免除し住吉明神分等を安堵せしめた。上杉年譜に、

「天文十八年春二月十六日、瑞麟寺東堂懇望ニ依テ、轉輪寺ヲ付與セラル、依之御書ヲ賜フ、其御書曰、

轉輪寺之事、今度進置之上、御寺領中郡司不入、諸役免許之儀、如前々堅令停止之畢、仍住吉明神分今田宮同山林之事、亡父道七(爲景)周冊(珊瑚ノ誤)和尚江如被申合、是亦不可有相違者也、仍如件

天文十八 二月十六日

景 虎(花押)

の文書が掲げられてあります。時の和尚は轉輪寺五世の天應千鶴で、瑞麟寺三世に當る

常安寺は瑞麟寺五世太連門察和尚が開山で天文二十年三月二日景虎公は常安寺開基の驗として般若院、法用寺分を同寺に寄進せられたと傳へられてゐる。即ち常安寺所藏の文書に、
「先年不慮之銚桶在之節、被抽忠信條、無比類候、因之當寺爲開基之驗、般若院分並法用寺分之事宛行之畢、永代不可有他妨者也、仍如件、」

天文廿辛亥三月二日

景 虎(花押)

とある、之れに關しては種々の異説があるが、謙信公は敬神崇佛の念に篤い人であつたから、朽尾在城中の報恩感謝の誠心から、斯る事は事實であつたと信ずることが出来る。
又大永三年七月道見といふ檀越瑞麟寺の梵鐘を鑄たが、その梵鐘は今常安寺に所藏せられてゐる。この梵鐘は高さ三尺底徑二尺七分でその刻銘に、
越後國古志郡禪幢山瑞麟寺、堂前用之、於是皇德得普四海、諸大且越有增威光、佛日增輝、法輪常轉、聞者消業罪、脫前愆、萬歲繁茂、護法安人、率土豐饒必也、

岩大永三季癸七月十九日

願主檀越 道 見

と記されてある。

以上によつて見る時は、瑞麟寺と常安寺との密接の關係及び、それと謙信公との關係は不離のものであり、常安寺が越後の名刹たる所以は實にこゝに存するのである。

われ等は永遠にこの名刹の榮譽を維持し傳承すると共に、秋葉山麓老杉鬱蒼たるところ寂然として建つこの伽藍を拜することによつて英傑謙信公の人格を偲ぶことの出来る幸福を喜ばなければならぬ。

五、謙信公と守門神社

天文十三年、即ち公が栃尾城に入られた翌年二月、越後守門神社に蒲原郡内の地を寄進せられたことは次の文書にある通りである。

吉日を以、きま申候、かんもらくん内、玉蟲新左衛門分一せき、すもん大明神奉米代進候、恐々敬白

天文十三年甲辰二月九日

平景虎(花押)

藤崎分六

(渡邊秀二氏所藏)

又上杉年譜に

天文十三年春二月九日、蒲原郡内寸門大明神ニ、玉蟲新左衛門領一跡寄進シ玉フ、國家安全祈禱ノ爲ナリ、今日吉辰ニ依テ也、則藤崎分六ヲ召テ是ヲ命ズとある。

この守門神社は越後高波の莊にあつたといふことは事實で、高波の莊は栃尾郷を指すのであるが今日の何村にあつたかといふことは不明である。

しかし慶長二年極月十九日の守門社領狀に平村、原村、那木野村、宮澤村等の村名あるところより見れば、恐らく栃尾附近に在つたものと推察せられるのである。

或は平村であつたと論ずるものもあり、或は栃堀村であつたと論ずるものもあるが、それは將來の研究問題としておく。

六、謙信廟について

秋葉山七曲り山頂、松風の音するところ、石造の神祠謙信廟が鎮まり建つてゐる。

この謙信廟は大正四年、大正天皇御大典記念事業として古志郡上北谷村の謙信公研究者渡邊秀二氏及び其他有志より成る青年行餘會員の建設になつたものである。

開廟祭には渡邊氏等の請により、米澤の上杉家相談役伊佐早謙氏が當主伯爵の名代として臨席せ

られ、町民多数参列、常安寺廿三代の住職透關和尚司祭で盛大な開廟祭が行はれた。これより先、渡邊秀二氏及び常安寺住職は米澤の上杉家にいたり、謙信廟建設の計劃を相談せられたところ、同家に於ては、祖先のためのこの誠意にいたく感激せられ、謙信公愛用の兜の御前立飯綱權現の像厨子入り謙信公御位牌、及び御香典五千疋を賜はり、兜の御前立と御位牌は廟の御神体として永久に祭祀を怠らざる旨の連名の誓詞を上杉家に献じたのである。

右二品は上杉家秘藏の重寶で、飯綱權現の御前立は謙信公が征戦出發の折其他重要式祭の節必ず之れを用ひられて武運の長久を祈願せられたものであるといふ。何故公が飯綱權現の像を兜の御前立とせられたかといふと、公が征戦の折屢々信州飯綱の山麓を通過せられ其の度に祈願をこめて参拜せられたので其信仰として御前立に作らしめたものであらう。

尙ほ公の朱印にもこの飯綱權現の文字を刻せられてあるのを見ても如何に公の尊信が篤かつたかがわかる。

又位牌は春日山城に安置せられてあつたもので上杉家に二基あつたものゝ一基であつて、重寶中の重寶といふべきもので、

不識院殿法印權大僧都謙信、不生位

と記されてある。

枋尾町は毎年五月一日この廟に於て謙信祭を行ひ、永く偉人の靈を祀り、其の風格を追慕するこゝとしてゐるのである。

七、謙信公の偉大なる所以

戦國時代群雄諸方に興り雲を呼び風を起して相争ひ天下の偉觀を呈したが就中其の尤なるものは東國の三雄、上杉謙信・武田信玄・北條氏康であつた。各々天與の地に據り鼎立して兵力匹敵し智略相制して攻防一勝一敗覇權を争ひ、謙信は獅子を以て、信玄は龍を以て、氏康は虎を以てその印璽とし相屈せざるを示した。

信玄は實利を尙び深謀遠慮、計成り機熟して然る後動くが故に尺進あつて寸退なく、日に其領土を擴張し甲相駿遠を併せ尾濃にまで進出せんとした。之れ名を捨て、實を取るところであつた。

氏康は自重を尙び、その根を固くし本を強くして自重動かざるの精神に立脚したから、よく一門繁榮の地盤を据ゑることが出来た。

謙信は名義を尙び、公の生涯の行動、事業は皆名義の精神にその根本をおかないものはないといつてもよい。

公が群雄に率先して京師に朝し關白近衛公を奉じて關東を一統せんとしたる、足利藤氏上杉憲政

を輔けて北條氏を伐ちたる、信濃將士の來り投ぜるものを保護して屢々信玄と川中島に戦ひたる如きは皆名義を尙ふところから出たのである。

名義の爲めの戦なればこそ、公の赴くところ強きを畏れず難きを辭せず勇往邁進よく勝利を制することが出来たのである。

更らに公の偉大なる所以は、尊王誠忠の志篤く、神佛尊信の念の深かつたことである。戦國争亂の世、畏れ多くも皇室の式微は其極に達し、御築地の破れ目より賢所の燈火を認むる程の御有様を觀ても、群雄一人として朝覲する者なく宸襟を安め奉る者なきを慨して、公は上洛すること再度、畏くも天顏を拜して忠誠の志を申べ、禁裏修理の資を獻じ、天下の騷亂を鎮めて宸襟を安め奉らんことを誓つた。

又幼時から神佛尊信の念篤く、七歳にして林泉寺天室光育和尚について道を修め、禪林の松籟に梵鐘を聽きつゝ早くも信仰生活の礎を固められた。後諸方の神を敬し、佛を念じ、神社の寄進、佛閣の建立等枚擧に追がない程で、その信仰の精神はやがて公の文政の上に武略の上に縦横の神來禪機を發露せられた所以である。

惟ふに公をして文武の上に超凡の大徳たらしめたものは實にこの敬神崇佛の滾々たる精神的源泉の賜であつた。

公の四十九年の生涯は波瀾曲折の繪巻物であつて、其の間を一貫する公の眞價は龍虎の如き單なる武將としての面目ではなく、實に、正義人道を生活の本源とすべき人間のまことの理想を示し、尊王敬虔を本義とすべき我國民精神の權化として、萬代無窮に人心を感化育成するところに存する。

近代物質文化の興隆と共に、やゝもすれば世道人心の荒廢せんとする時に當り、昭々として吾人の生活に光明を與ふるものは公の人格である。

吳子曰。凡兵戰之場。立屍之地。必死則生。幸生則死。其善將者如坐漏船之
中伏燒屋之下。使智者不及謀。勇者不及怒。受敵可也。故曰。用兵之害猶豫最
大。三軍之災生於狐疑。(吳子)

昭和八年十二月廿六日發行

新編 吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二
吳子 卷之二

露光量違いの為重複撮影

吳子曰。凡兵戰之場。立屍之地。必死則生。幸生則死。其言將者如坐漏船之中。伏燒屋之下。使智者不及謀。勇者不及怒。受敵可也。故曰。用兵之害。猶豫最
大。三軍之眾。生於狐疑。(吳子)

昭和八年十二月廿四日印刷
昭和八年十二月廿六日發行

編輯兼
發行者 新潟縣古志郡枋尾町
枋尾町教育會

印刷者 新潟縣長岡市表町三丁目
岩 潮 直 藏

印刷所 新潟縣長岡市坂ノ上町二丁目
株式會社 北越新報社

發行所 枋尾町教育會

終

